



平成 25 年 8 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社ダイヨシトラスト  
代表者名 代表取締役社長 大穂 義弘  
(コード：3243 福証Q-Board)  
問合せ先 取締役管理本部長 中野 秀彦  
(TEL. 092-733-6333)

## 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関する承認決議並びに 全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 23 日付のプレスリリース「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項の付加に係る定款一部変更、及び全部取得条項付普通株式（下記「I. ②」において定義いたします。）の取得等について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議し、また、全部取得条項の付加に係る定款一部変更について、本日開催の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議しましたところ、下記のとおりいずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、証券会員制法人福岡証券取引所Q-Board市場（以下「Q-Board」といいます。）の上場廃止基準に該当することになりますので、本日から平成 25 年 9 月 16 日まで整理銘柄に指定された後、同月 17 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をQ-Boardにおいて取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、全部取得条項付普通株式の取得について、平成 25 年 9 月 19 日を基準日と定め、同日の最終の当社株主名簿に記録された全部取得条項付普通株式の株主様をもって、平成 25 年 9 月 20 日を取得日として、その所有する全部取得条項付普通株式（自己株式を除きます。）を当社が取得し、当該取得と引換えに全部取得条項付普通株式 1 株につき当社A種種類株式を 170,000 分の 1 株の割合をもって交付する株主様と定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### I. 当社完全子会社化のための定款一部変更等の内容

当社は、平成 25 年 6 月 4 日付当社プレスリリース「臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」等においてお知らせしておりますとおり、以下の当社定款の一部変更及び当社の全部取得条項付普通株式の取得等（以下総称して「本完全子会社化手続」といいます。）について必要なご承認をいただくこと等を目的として、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設いたします。かかる種類株式としては、以下の定款変更案に定める内容のA種種類株式（残余財産優先種類株式）を設けることといたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を更に変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。

③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、株主様（当社を除きます。以下同じです。）から当社の全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、当社は、株主様に対し、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式 170,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。この際、大和ハウス工業株式会社以外の各株主様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

## II. 当社完全子会社化のための定款一部変更等に係る各議案の承認決議

### 1. 種類株式発行に係る定款一部変更（本完全子会社化手続の①）及び全部取得条項に係る定款一部変更（本完全子会社化手続の②）の承認決議

#### （1）承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続の①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第 1 号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。

また、本完全子会社化手続の②の定款変更は、本臨時株主総会における第 2 号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。

本臨時株主総会第 1 号議案に係る定款変更の内容は、平成 25 年 7 月 23 日付のプレスリリース「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関するお知らせ」の「定款一部変更の件－1」に記載のとおりであり、本臨時株主総会第 2 号議案及び本種類株主総会議案に係る定款変更の内容は、同プレスリリースの「定款一部変更の件－2」に記載のとおりです。

#### （2）定款変更の効力の発生

本完全子会社化手続の①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって、本日発生しております。

また、本完全子会社化手続の②の定款変更の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成 25 年 9 月 20 日に発生いたします。

### 2. 全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続の③）の承認決議

#### （1）承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続の③は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第 3 号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。

当該議案の内容は、平成 25 年 7 月 23 日付のプレスリリース「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関するお知らせ」の「II. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に記載のとおりであり、当社が、会社法第 171 条第 1 項並びに本完全子会社化手続①及び②による変更後の定款に基づき、取得日（下記「（2）全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生」において定義いたします。）において、株主様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記録された株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、新たに発行する当社 A 種種類株式を 170,000 分の 1 株の割合をもって交付するものです。

なお、大和ハウス工業株式会社以外の株主様に対して当社が交付する A 種種類株式の数は 1 株未満の端数となる予定です。

## (2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、本完全子会社化手続の②の定款変更の効力が発生することを条件として、平成 25 年 9 月 20 日（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

## (3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社が株主様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記録された株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、新たに発行する当社 A 種種類株式を 170,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。

また、株主様に対する A 種種類株式の交付の結果生じる 1 株未満の端数の合計数（ただし、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式は、会社法第 234 条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金を当該端数に応じて各株主様に交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社では、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て A 種種類株式を大和ハウス工業株式会社に対して売却すること、または会社法第 234 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て A 種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却金額または買取金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、取得日の前日において各株主様が保有する当社普通株式数に 1,066 円（大和ハウス工業株式会社が当社普通株式に対し公開買付けを行った際における当社普通株式 1 株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に交付できるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

## III. 全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）は以下のとおりです。

種類株式発行に係る定款一部変更（本完全子会社化手続の①）の効力発 生日	平成 25 年 8 月 20 日（火曜日）
当社普通株式の Q-B o a r d における整理銘柄への指定	平成 25 年 8 月 20 日（火曜日）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式の交付に係る基準日設 定公告	平成 25 年 8 月 21 日（水曜日）
当社普通株式の Q-B o a r d における売買最終日	平成 25 年 9 月 13 日（金曜日）
当社普通株式の Q-B o a r d における上場廃止日	平成 25 年 9 月 17 日（火曜日）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式の交付に係る基準日	平成 25 年 9 月 19 日（木曜日）
全部取得条項の付加に係る定款一部変更（本完全子会社化手続の②）の 効力発生日	平成 25 年 9 月 20 日（金曜日）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付（本完全子会社化 手続の③）の効力発生日	平成 25 年 9 月 20 日（金曜日）

以 上